

住居確保給付金の支給

離職等により住居を失った又は住居を失うおそれのある方へ家賃相当額を有期で給付し、安定した住居と就労の確保に向けた支援を行います。

なお、住居確保給付金の受給期間内に新たな就労による自立が困難な場合や、就労の状況が以前と同じ状態に戻らない場合は、生活保護の申請をご検討ください。

支給の対象となる方

【次の要件のいずれにも該当する方】

令和8年7月1日更新

- 1 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又は住居を失うおそれのある方
- 2 申請日において離職等から2年以内の方又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、当該個人の就労の状況が離職等と同等程度の状況にある方
- 3 離職等の日において世帯の生計維持者であった方又は申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している方
- 4 申請月の世帯収入合計額が次の表により算出した額以下の方

世帯員数	収入基準額の計算方法	収入基準額の例 (家賃上限額で計算した場合)
単身世帯	生活費基準額 92,000 円 + 家賃月額 (上限額 53,700 円)	145,700 円
2人世帯	生活費基準額 139,000 円 + 家賃月額 (上限額 64,000 円)	203,000 円
3人世帯	生活費基準額 172,000 円 + 家賃月額 (上限額 69,800 円)	241,800 円
4人世帯	生活費基準額 214,000 円 + 家賃月額 (上限額 69,800 円)	283,800 円
5人世帯	生活費基準額 255,000 円 + 家賃月額 (上限額 69,800 円)	324,800 円

※収入基準額は、生活費基準額（住民税均等割が非課税となる収入額の 1/12）+ 1 か月の家賃額（上限額）

- 5 新規、延長、再延長の申請の方で、申請日における世帯の金融資産の合計額が次の金額（上記4の生活費基準額の6か月分。ただし100万円を超えない額）以下の方
【単身世帯】55万2千円 【2人世帯】83万4千円 【3人以上の世帯】100万円
- 6 公共職業安定所等へ求職申込みを行い誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う方又は経営相談先へ経営相談の申込みを行い自立に向けた活動を行う方
- 7 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと
- 8 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が暴力団員でないこと
※住居確保給付金の受給期間終了後、常用就職又は給与以外の業務上の収入を得る機会が増加し、新たに解雇その他事業主の都合による離職、廃業もしくはやむを得ない休業等をされた方で、かつ以前の住居確保給付金の支給が終了してから1年経過している等、すべての支給要件を満たす方は再支給が可能な場合があります。

支給額(上限額)

下記の金額を上限とし、申請月の世帯収入等に応じて算出される金額を支給します。

【単身世帯】53,700 円 【2人世帯】64,000 円 【3～5人世帯】69,800 円

支給期間

3か月間を支給します。ただし、一定の要件を満たす場合には、申請により3か月間を2回まで延長でき、最長9か月間分の受給が可能です。

注意事項

本給付金の受給期間中、次の公共職業安定所等で常用就職に向けた求職活動（①から③）、業務上の収入を得る機会の増加（自立）に向けた活動（①'から③'）又は新宿区の作成する自立支援計画に基づく就労支援を怠る場合は、その支給を中止することがあります。

【公共職業安定所等で常用就職に向けた求職活動】

- ① 毎月4回以上、新宿区生活支援相談窓口の面接等の支援を受けること。
- ② 毎月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受けること。
- ③ 週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。

【業務上の収入を得る機会の増加（自立）に向けた求職活動】

- ①' 毎月4回以上、新宿区生活支援相談窓口の面接等の支援を受けること。
- ②' 毎月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること。
- ③' 経営相談先の助言等のもと自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行うこと。

【住居確保給付金の郵送先】〒160-0022 新宿区新宿五丁目18番21号 新宿区生活支援相談窓口

【生活保護のお問合せ先】〒160-0022 新宿区新宿五丁目18番21号 新宿区福祉部生活福祉課相談支援係
(電話番号) 03-3209-1111 (代表) (FAX) 03-3209-0278